

頁

大日

8~1 吉野賀会議案書回3 案題号1案

8~7 吉野賀会議案書回3 案題号2案

第22回 定期総会議案書

01~02 宮内東美×福嶋東美

03~04 由里の東美

05~06 稲田城印×福

08~09 文本伊助

10~11 (案) 画情業事回3 案題号3案

12~13 (案) 藤子回3 案題号4案

14~15 (案勘定) 長瀬貢吉自賀回3 案題号5案

日時 : 平成20年4月20日(日)午後1時~
場所 : 佐倉市立山王小学校 体育館

さくら山王自治会

第22回 定期総会議案書

目次	頁
1. 第1号議案 平成19年度事業報告	1~6
2. 第2号議案 平成19年度会計報告	7~8
3. 第3号議案 自治会規約改定の件	9~30
変更箇所／変更内容	9~10
改定の理由	11
新／旧対比表	12~20
規約本文	21~30
4. 第4号議案 平成20年度事業計画（案）	31~32
5. 第5号議案 平成20年度予算（案）	33~34
6. 第6号議案 平成20年度自治会班長（候補案）	35
7. 第6号議案 平成20年度自治会役員名（候補案）	36

※ 平成19年度会計報告及び平成20年度予算案は、2月末日までの仮決算及び予算案です。年度決算、本予算案及び会計監査報告書は総会当日に配布します。

○平成19年度事業報告

第21回定期総会(平成19年4月15日)で承認された事業計画及び19年度内に発生した新規事由により実施された各部の活動につき以下のとおり報告します。

1 会長に関する事項

要援護者に対する災害時の対応について、住民福祉懇談会を開いて話し合いを行ない、後日、民生委員、自治会各部長と「要援護者の名簿の作成について」検討し、「要援護者名簿」の作成を行なった。そのほか「緊急通報登録(佐倉消防署)」、空き巣対策緊急アンケートなどを行なった。

本年度は、根郷地区代表者協議会会長に指名されたため、それに付随して例年より多くの会議・打ち合わせの出席要請があった。出来る限り出席し意見具申、支援協力を行なつた。

(1) 外部の会議・打ち合わせへの出席

- ① 佐倉市地区代表者会議 (5/12、12/1)
- ② 根郷地区代表者会議 (4/7)
- ③ 12地区連合協議会長等会議 (6/9、7/21)
- ④ 根郷地区代表者協議会会議 (5/6、5/30、6/13、7/4、8/28、11/8、11/18)
- ⑤ 佐倉市社会福祉協議会 (5/12、6/9)
- ⑥ 根郷地区社会福祉協議会 (4/28、5/13、6/23、7/28、8/5、8/11、9/1、9/9、9/17、9/29、10/14)
- ⑦ 佐倉市民生委員候補者推薦準備会議 (6/19、7/3、7/8、7/22)
- ⑧ ともに歩むふくしまプラン推進委員会 (8/20、12/13、1/30、3/26)
- ⑨ 市民活動推進課 (4/17)
- ⑩ 交通防災課 (4/17)
- ⑪ 佐倉警察生活安全課 (4/20)
- ⑫ 防犯研修会 (6/30)
- ⑬ 自主防災組織代表者会議 (8/12)
- ⑭ 消防団(第4分団)との会議 (8/26)
- ⑮ 佐倉・根郷・和田・弥富地域防犯情報連絡会 (10/15)
- ⑯ 佐倉市住居表示審議会 (3/17)

(2) 行事への参加

- ① 非常登庁訓練及び避難所運営訓練 (8/22)
- ② 南部地域福祉センター夏祭り (8/25、8/26)
- ③ 根郷地区社会福祉協議会講演会 (9/1)
- ④ 根郷中学校運動会 (9/8)
- ⑤ 山王小学校運動会 (9/15)
- ⑥ 愛光秋祭り (10/6)
- ⑦ 敬老のつどい (10/6、10/7)
- ⑧ はちす祭 (10/27)
- ⑨ 歳末特別警戒取締り出動式 (12/10)

2. 交通防災に関する事項

(1) 定期防犯パトロール(合計7回実施) (4/21、5/19、6/16、11/17、1/19、2/16、3/15)

(2) 民生委員主催『災害時一人も見逃さない運動』講習会参加 (6/23)

- (3)佐倉警察署防犯講習会、及び合同パトロールの実施 6/30
- (4)危険箇所の看板設置。(佐倉市への要望書提出) 7/11、8月下旬実施済み
- (5)さくら防犯パトロールネットワークの定期総会への参加 7/17
- (6)夏季・年末年始特別防犯パトロール(合計8回実施) 7/21、7/28、8/4、8/25、
9/1、9/15、12/15、12/20(佐倉警察署との合同パトロール)
- (7)佐倉市主催自主防災組織代表者会議への参加 8/12
- (8)夏祭りの交通整理、会場警備 8/18
- (9)平成19年度非常登庁訓練の参加 8/22
- (10)アルファ米の炊き出し訓練 10/12
- (11)防災訓練の実施 10/20
- (12)救命講習会の実施 12/8
- (13)消防訓練参加(山王集会所) 12/8
- (14)佐倉警察、及び住民からの情報による犯罪発生状況・防災たよりの作成・回覧
- (15)学校・子ども会・山防会との情報交換
- (16)犯罪予告に関する対応(パトロール) 2/15、2/19
- (17)山防会への助成金を支出した

3. 行事に関する事項

さくら山王夏祭りを、8月18日(土)に山王小学校正門内広場、及び体育館にて開催。

(1) 夏祭りの実施行事

- ①子ども達による手作り樽神輿巡行(愛光～山王小学校)
- ②盆踊り、ゲーム大会、抽選会ほか
- ③模擬店、フリーマーケット、野菜販売

(2) イベントにご協力頂いた団体(順不同)

- ①愛光めいわ太鼓 演奏
- ②佐倉ウインドアンサンブル 演奏
- ③佐倉中央マジック マジック
- ④囲碁・将棋同好会 囲碁、将棋
- ⑤一木会 盆踊り及び練習指導
- ⑥大利根太鼓 演奏及び盆踊り伴奏
- ⑦コバルト子ども会 樽神輿つくり、ゲームコーナー
- ⑧83運動推進委員会 模擬店
- ⑨山防会 神輿巡行支援
- ⑩ワンツークラブ 盆踊り

(3) 山王小学校(大沢校長)への請願

- ①来年度の夏祭りの会場として、本年同様体育館前広場と体育館の借用をお願いした。
(11月21日請願) 即答で快諾して頂いた。

4. 環境に関する事項

- (1)公園、歩道等の定期清掃実施 (5/20、7/8、9/9、11/18、12/9、1/13、2/10、3/9)

全戸一斉清掃……………(6/10、10/14)

(2) 空地の雑草除去依頼

空き地雑草現況調査……………6/30

自治会より地主宛に依頼書発送、空き地所有者からの除草依頼(50カ所)

空き地除草状況調査……………8月末

未除草箇所の佐倉市への除草の依頼…9月 25日

除草完了……………10月

(3) 苦情対応……………6月(野良猫)、7月(生け垣刈り込み)

5. 福祉に関する事項

(1) 日本赤十字社社資として、300,000円を納入した。

(2) 佐倉市社会福祉協議会会費として、300,000円を納入した。

(3) 「愛の1円募金」に協力して、社会を明るくする運動佐倉市実行委員会へ募金として、31,887円を取りまとめて届けた。

(4) 根郷地区社会福祉協議会主催による「敬老のつどい」に協力した。

(山王地区招待者への招待状の配布、出欠の確認、記念品の配布など)

(5) 「赤い羽根共同募金」に協力して、千葉県共同募金会佐倉市支会へ募金として379,067円を取りまとめて届けた。

(6) 「歳末たすけあい募金」に協力して、千葉県共同募金会佐倉市支会へ募金として74,598円を取りまとめて届けた。

(7) 子ども会活動を支援するため、助成金として120,000円を支出した。

(8) 佐倉山王ワンツークラブを後援するため、助成金として130,000円を支出した。

6. 施設に関する事項

(1). 集会所維持管理関係

①集会所使用料金の徴収……………毎月

②集会所使用の日程表・使用届・点検表などの書類の管理……………毎月

③集会所の清掃当番表の作成……………4月

④コピー機・印刷機・空調機の管理と消耗品の補充……………随時

⑤地区集会施設実態調査表の作成と市役所への提出……………5月

(2). 街路灯維持管理関係

①街灯の球切れ報告に対する修理……………随時

②街灯管理費の補助金の申請と受領並びに工事依頼……………年2回

7. 地区計画に関する事項

(1) 佐倉市土木課に太田調整池蒲の穂等の雑草処理を依頼した。……………(9月)

(2) 前年度より継続的審議中の班編成を作成。

10月度役員会にて承認される。

8. 会計に関する事項

(1) 自治会費の徴収と自治会運営費の支払い

①6月と10月に自治会の徴収作業

②毎月、各部から申請のあった自治会運営費の支払い

(各部で立て替えた金額の精算)

③隨時、各部から依頼があった際に業者などへの支払い

9. 総会及び幹事会役員会に関する事項

(1) 総会

平成19年4月15日(日)第21回定期総会において、平成19年度事業計画・予算及び新役員等が承認された。

(2) 幹事会役員会(主な議題)

① 第1回(平成19年4月21日)

- 総務部…回覧物説明、幹事会、役員会開催時間の変更について
- 会計部…自治会費の説明実施予定について
- 交通防災部…某自治会の防災に関する参考資料について
- 環境部…清掃予定表提出の予定について
- 施設部…街路灯の維持管理について

② 第2回(平成19年5月19日)

- 福祉部…日本赤十字社社債、及び佐倉市社会福祉協議会会費納入について
- 施設部…山王集会所施設内禁煙について
- 環境部…山王の公園よりゴミ箱・吸い殻入れ撤去の佐倉市への依頼について
6月10日(日)全戸一斉清掃について
- 交通防災部…6月30日より合同パトロールを実施する件について
- 会計部…自治会費の集金について
- 行事部…夏祭りの日程変更について

③ 第3回(平成19年6月16日)

- 交通防災部…「山防会は自治会の一組織として行動している」ことの掲載について
- 総務部…自治会活動保険の契約更新について
8月の幹事会・役員会日程変更について
- 環境部…公園内の樹木伐採の依頼について
公園内のごみ箱、吸い殻入れの撤去の市への依頼について
- 交通防災部…山王地区交通事故危険箇所マップの配布について
防犯講習会並びに合同パトロール実施について
- 地区計画部…班編制の見直しについて

④ 第4回(平成19年7月21日)

- 福祉部…愛の一円募金の実施について
- 会長…山王公園樹木への殺虫剤散布について
- 環境部…空き地の除草状況調査報告について
ゴミ置場のネット購入について
- 総務部…夏祭り準備臨時役員会開催について
自治会掲示板(集会所・長作台公園)の使用基準検討について
- 施設部…街灯の更新について
- 交通防災部…防犯講習会及び合同パトロールの実施について
パートナーズタウン脇自転車用スロープ危険防止看板について

夏祭り防犯パトロールに対する警察官の派遣について

⑤第5回(平成19年8月25日)

- 環境部……市役所への公園樹木伐採依頼について
庭の樹木が伸びすぎた危険箇所について
5公園のゴミ箱・吸殻入れが7月27日に撤去されたことについて
9月9日(日)班別清掃の実施について
- 総務部…次回の幹事会／役員会の開催時間変更について
- 会長……「敬老のつどい」に関する事前アンケート実施について
- 行事部…2007年「夏祭り」に関するアンケート依頼について
- 交通防災部…防災訓練のお知らせについて

⑥第6回(平成19年9月15日)

- 地区計画部…班編成見直し継続審議について
- 会長……防災訓練・住民福祉懇談会の開催について
衛生害虫駆除用薬剤(殺鼠剤)配布について
- 会計部…愛光秋祭りへの自治会からの寄付について
- 環境部…全戸一斉清掃、及び空き地の雑草除去について
- 交通防災部…防災訓練の実施について
- 社協／事務局長…敬老のつどいについて

⑦第7回(平成18年10月20日)

- 地区計画部…班編成見直し最終案の説明について
- 会長……はちす苑「はちす祭」へ寄付実施について
要援護者への援助検討会開催について
住民福祉懇談会の開催について
山防会で「防犯パトロール実施中」のポスターの掲示について
二丁目空き地のボヤ発生について
- 総務部…自治会掲示板掲示許可シールの作成について
- 施設部…既設の電柱(No764)への街灯新規設置について
- 交通防災部…救命講習会のお知らせ、及び9月度犯罪発生状況について
- 環境部…全戸一斉清掃実施報告について
- 地区計画部…調整池の雑草処理の市役所土木課治水班への依頼について
- 福祉部…「赤い羽根共同募金」への協力について
- 行事部…夏祭りの会計報告、及びアンケート結果の報告について
- 会計部…後期自治会費の徴収について

⑧第8回(平成19年11月17日)

- 地区計画部…班編成見直し案・役員会承認について
- 会長……「災害時一人も見逃さない運動」への協力依頼について
消防訓練実施と「防犯パトロール」ポスターについて
集会場使用時の戸締り確認について
- 総務部…第22回定期総会に向けたスケジュール(案)について
定期総会日程決定(4月20日)について
- 施設部…自治会集会所空き巣侵入について

- 交通防災部…交通防災だより・10月度犯罪発生状況について
- 福祉部…「歳末たすけあい募金」協力について
- 環境部…班別清掃の実施について

⑨ 第9回(平成19年12月15日)

- 会長……平成20年度夏祭(7月26日(土)に開催予定)について
要援護者の登録について
空き巣多発について
- 交通防災部…11月度犯罪発生状況について
- 福祉部…「赤い羽根募金」について
- 総務部…平成20年度役員(班長)選出について
- 環境部…1月13日(日)の清掃について
- その他…民生委員交代、83運動推進委員会プレート配布について

⑩ 第10回(平成20年1月19日)

- 会長……自治会規約改定案について
自治会未加入者への要援護者の登録について
空き巣多発対策プロジェクトチーム発足について
空き巣多発対策緊急アンケート実施について
- 交通防災部…12月度犯罪発生状況について
- 福祉部…「歳末たすけあい募金」報告について
- 総務部…班編成変更に伴う各部定員数削減について
定期総会に向けての準備について
入会届への個人情報保護に関する記載事項の変更について
班編成変更に伴う、各種資料の修正について
平成20年度幹事部員選出手議について
- 環境部…2月10日(日)の清掃について

⑪ 第11回(平成20年2月16日)

- 会長……自治会規約改定案について
集会所消防設備法延点検の実施、防犯グッズの購入について
要援護者登録状況について
- 総務部…平成20年度役員配分について
役員選出手議の進行方法について
- 会計部…平成20年度予算案について
- 交通防災部…1月度犯罪発生状況について
- 環境部…3月9日(日)の清掃について

⑫ 第12回(平成20年3月15日)

- 会長……自治会規約改定について
自主防災組織について
- 総務部…総会関連最終審議について
- 交通防災部…2月度犯罪発生状況について

平成19年度 決算(仮)

平成19年4月1日～平成20年3月15日

収入の部

単位：円

項目	予算金額	決算金額	摘要
前年度繰越金 * *	50,859,939	50,859,939	
さくら山王自治会	6,038,902	6,038,902	
施設維持管理分担金	32,655,344	32,655,344	集会所維持管理等準備金 街路灯維持管理分担金
集会所建替等積立金	12,165,693	12,165,693	
会費 及び 積立金	6,606,000	6,570,100	
正会員会費	4,422,600	4,409,350	350円/月×12ヶ月×会員数(H20.2末 1,046会員)
賛助会員会費	288,000	282,000	12万円/年×2会員、1万2千円×3.5会員
集会所建替等積立金	1,895,400	1,878,750	150円/月×12ヶ月×会員数(H20.2末 1,046会員)
街路灯補助金	940,000	471,620	管理費助成金 電気代、修繕費 ※最終見込み1,023,150円
佐倉市助成金	700,000	449,730	公園清掃補助金、交付金、業務委託料
雑収入	300,000	404,950	
集会所使用料	300,000	284,950	
その他	0	120,000	
受取利息	8,900	46,686	普通預金22,671円、定期預金24,015円
合計	59,414,839	58,803,025	

支出の部

単位：円

項目	予算金額	決算金額	摘要
防犯防災関係	50,000	46,407	パトロール備品
各種行事関係	1,700,000	1,596,248	夏祭り
環境衛生関係	70,000	63,465	清掃用具補充
福祉関係	650,000	600,000	日赤30万円、社協費30万円
助成金	400,000	386,200	子ども会10.62万、ワンツークラブ13万、山防会15万
事務関係費	1,260,000	964,329	
総会費	110,000	20,218	会場施設費、総会資料作成他
事務消耗品等	350,000	271,820	コピー維持費、用紙及びファイル等
役員活動助成費	400,000	400,000	会長(3名)6万、部長・(8名)12万、副部長・監事(16名)11.2万 班長(36名)10.8万
役員会費	40,000	0	外部団体等打ち合わせ費及び飲み物代
涉外対外費	10,000	0	地区協議会
他活動費	250,000	223,340	自治会活動保険
慶弔費	100,000	45,126	香典見舞金
銀行手数料	0	3,825	
集会所運営費	580,000	484,719	
水道光熱費	500,000	462,457	電気、水道、ガス代
消耗品	30,000	5,987	清掃用具、トイレットペーパー等他 ※電話料金3,613円
機器等修理代	50,000	16,275	
施設維持管理費	2,512,000	1,579,551	
集会所維持管理費	200,000	0	集会所会議用テーブル椅子修理／交換 ※20年度に買い替え予定
街路灯維持管理費	2,312,000	1,579,551	街路灯交換／修理806,820円、電気代772,731円
予備費	250,000	137,482	安全パトロール用腕章・ベスト
次年度繰越金 ** *	51,483,985	52,946,636	
さくら山王自治会	6,963,407	7,316,719	
施設維持管理分担金	30,459,904	32,518,610	集会所維持管理等準備金 街路灯維持管理分担金
集会所建替等積立金	14,060,674	13,111,307	
合計	58,955,985	58,805,037	

平成19年度 消防団後援会費 決算(仮)
平成19年4月1日～平成20年3月15日

収入の部

単位：円

項目	19年度予算	決算金額	摘要
前年度繰越金 * *	4,579,523	4,580,434	
会費(第4分団)	105,300	104,450	100円／年×戸数
会費(太田)	421,200	417,800	400円／年×戸数
受取利息他	650	9,339	普通預金2,328、定期預金7,013
合 計	5,106,673	5,112,023	

支出の部

単位：円

単位：円

項目	19年度予算	決算金額	摘要
後援会費(太田・第4分団)	400,315	400,315	太田消防団40万円+振込料315円
			※太田、第4分団分とも太田消防団して一括支払い
予備費	150,000	0	
次年度繰越金 ** *	4,556,358	4,711,708	防災準備金
合 計	5,106,673	5,112,023	

会計報告付属明細

単位：円

前年度繰越金 *	現 金	普 通 預 金	定 期 預 金	定 期 預 金	合 計	摘 要
さくら山王自治会		5,033,414	1,005,488		6,038,902	
施設維持管理分担金		1,892,108	3,001,461	10,004,293	14,897,862	集会所維持修繕等準備金
施設維持管理分担金		1,748,662	6,002,880	10,005,940	17,757,482	街路灯維持管理分担金
集会所建替等積立金		4,962,928	7,202,765		12,165,693	
合 計	0	13,637,112	17,212,594	20,010,233	50,859,939	
消防団後援会費		1,074,364	3,506,070	-	4,580,434	
次年度繰越金 **	現 金	普 通 預 金	定 期 預 金	定 期 預 金	合 計	摘 要
さくら山王自治会	99,463	6,208,756	1,007,500		7,316,719	
施設維持管理分担金		2,837,744	3,001,461	10,004,293	15,843,498	集会所維持修繕等準備金
施設維持管理分担金		642,277	6,002,880	10,029,955	16,675,112	街路灯維持管理分担金
集会所建替等積立金		5,908,542	7,202,765		13,111,307	
合 計	99,463	15,598,319	17,214,606	20,034,248	52,946,636	
消防団後援会費		1,198,625	3,513,083	-	4,711,708	

第3号議案 自治会規約改定の件

1. 変更箇所／変更内容

No	現行規約 変更箇所	現行規約での記載内容	改定後規約での記載内容
1	全般的な用語 変更	会長(統括) 地区会長 役員会 幹事	会長 副会長 班長会 役員
2	全般的な章立て等を整理／ 変更	第1章 総則 第2章 総会 第3章 役員会・幹事会 第4章 役員 第5章 会計 第6章 雜則 第7章 補足	第1章 総則 第2章 組織 第3章 役員 第4章 会議 第5章 総会 第6章 会計 第7章 雜則 第8章 補足
3	第3条	本会の事務所は会長(統括)宅に置く。	【第4条】 本会の事務所は自治会・集会所(以下「集会所」という)に置く。
4	第19条第3項	班長は、20戸程度の街区(小街区は隣接街区と合併)から1名とし、原則としてその街区の小さい番号から輪番にて担当するものとする。ただし、その街区の3分の2以上の戸数の同意署名により、輪番以外の者が担当できるものとする。この場合、再任者を除き、つぎの任期ではもとの輪番に戻るものとし、輪番の一巡内は、輪番以外の班長経験者は輪番から除外する。	【第7条】 班長は、一つの班から1名とし、その選出方法は各街区に一任する。 2 高齢者世帯等で、班長の職務を遂行できない場合は、当該班の会員の同意を得て、免除することができる。 3 賛助会員、準会員は、班長としての任務を免除する
5	第20条	役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。	【第8条】 班長の任期は、信任された定時総会終了のときから、その年度の定時総会終了のときまでとする。

6	第3章	幹事会の成立及び決議については、第14条第1項及び第2項を準用する。 この場合において、「役員会」は「幹事会」、「役員」は「幹事」と読み替える。	読み替えを止め、それぞれ明文化
7	第38条	さくら山王自治会は、次の3つの地区で構成する。……	班編成変更に伴う地区割り制廃止により削除
8	第17条	本会に次の役員を置く。地区割りは… …	地区割り制廃止に伴う、地区会長、及び役員定数を変更 【第11条】 本会に次の役員を置く 1. 会長 1名 2. 副会長 2名 …… (別表2)でも明記
9	第17条	交通防災部	名称を『防犯・防災部』へ変更
10	第13条の2	総会の議事については、議事録を作成しなければならない。	議事録の作成に加え、署名に関する条項を追加 【第34条】 議事録の署名者は 5 名とし総会の都度議決する。
11	第16条の7	幹事会の議事については、議事録を作成するものとする。	議事録の作成に加え、署名に関する条項を追加 【第19条】及び【第25条】 議事録の署名者は会長および副会長とする。

2. 改定の理由

No	変更理由
1、7、8	班編成の変更により、地区ブロック制の役員定数が不均衡となったため、かつブロック制の意義がなくなったため廃止。
1	幹事と監事が紛らわしく、また分かりやすい名称とするため、役員会を班長会、幹事会を役員会と改称する。
2	「10条の2」条のように枝番をもった条があるので、独立した条番号を付与した。
3	自治会占有の建物があるので、ここに事務所を置く。
4	班編成の変更等により、現行規約が実態にそぐ合わないため、変更した。
5	現行規約では班長の任期は4月1日から翌年3月31日までとなっており、翌年度の4月1日から定時総会で次の班長が信任されるまでは班長不在になる。 班長の任期を、信任を受けた定時総会終了のときから、当該年度の定時総会終了のときまでとし、空白期間をなくしたい。
9	空巣等の被害増加対策のため、防犯、防災を主体とするので改称。
10、11	現在の総会等の議事録には記名捺印がないので署名人の規定を設けた。

さくら山王自治会規約 改定案		さくら山王自治会規約 現行
制定 昭和62年4月12日 改定 平成20年4月 1日		制定 昭和62年4月12日 改定 平成 5年4月11日 改定 平成 6年4月10日 改定 平成 9年4月13日 改定 平成11年4月11日 改定 平成12年4月 1日 改定 平成14年4月21日 一部改定 平成16年4月18日 一部改定 平成17年4月17日
第1章 総 則 (名 称) 第1条 本会は「さくら山王自治会（以下「自治会」という）」と称する。 (目的) 第2条 本会は会員相互の親睦と融和を図り、住みよい住宅地としての環境づくりと整備、および共同施設の管理運営を行い、もって会員の福祉の向上を図ることを目的とする。 (構 成) 第3条 本会は、正会員、賛助会員、準会員をもって構成する。 ①. 正会員は「さくら学園ニュータウン・山王」（以下「ニュータウン」という）に居住する自治会加入者をいう。 ②. 賛助会員はニュータウンで営業する商店・法人等の自治会加入者をいう。 ③. 準会員はニュータウンに土地・建物を所有しているが居住していない者、共有施設の利用権者、宅地還元地主および本会が認めた利用権者等の自治会加入者をいう。 2 世帯住宅など複数世帯が同居する場合は、その世帯の判断により、代表世帯が正会員となるか、複数世帯がそれぞれ正会員になるか選択できるものとする。 この場合、前者は総会での議決権は代表世帯1票となり、後者は複数票となる。 会費の納入も同様とする。 3 賛助会員、準会員は、自治会の諸会議に出席し、意見および要望を述べることができるが議決権は有しない。	第1章 総 則 (名 称) 第1条 本会は「さくら山王自治会」と称する。 (目的) 第4条 本会は会員相互の親睦と融和を図り、住みよい住宅地としての環境づくりと整備及び共同施設の管理運営を行い、もって会員の福祉の向上を図ることを目的とする。 (構 成) 第2条 本会は「さくら学園ニュータウン・山王」（以下「ニュータウン」という）に居住する者による正会員と、ニュータウンで営業する商店・法人等による賛助会員及び土地又は土地付き住宅を購入して居住していない者並びに共有施設の利用権者“宅地還元地主、本会が認めた利用権者等”の準会員をもって構成する。 これを総称して「会員」という。 2 世帯住宅など複数世帯が同居する場合の扱いは、その世帯の判断により、代表世帯が正会員となるか、複数世帯がそれぞれ正会員になるか選択できるものとする。 前者の選択による場合は、総会での投票権は代表世帯1票となり、後者の場合は複数票となる。会費の扱いも同様とする。 3 居住していない（土地の所有のみ及び空き家の）者については、その住所を把握し必要に応じて連絡、通知する。	
(事務所) 第4条 本会の事務所は自治会・集会所（以下「集会所」という）に置く。 (事業) 第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ①. 地域社会の福祉の向上に関すること。 ②. 環境衛生に関すること。 ③. 防犯、防災及び交通事故防止に関すること。 ④. 行政機関への陳情・要望、およびそれに付随する活動に関すること。 ⑤. 集会所及び街路灯等の共有施設の管理運営に関すること。 ⑥. 佐倉市建築基準法施行規則・山王地区計画制度に基づく住宅環境保全に関すること。 ⑦. 祭礼、その他会員相互の親睦と融和のために必要と認められたこと	12条で規定→ 12条で規定→	(事務所) 第3条 本会の事務所は会長（統括）宅に置く。 (事業) 第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1. 地域社会の福祉の向上に関すること。 2. 環境衛生に関すること。 3. 防犯、防災及び交通事故防止に関すること。 4. 行政機関への陳情及び要望等及びそれによる諸活動に関すること。 5. 山王集会所及び街路灯の共用施設の管理運営に関すること。 6. 佐倉市建築基準法施行規則・山王地区計画制度に基づく住宅環境保全に関すること。 7. 夏祭り、その他住民の厚生のために必要と認めたこと。 (役員等の選出) 第19条 第17条の地区会長、会計、総務、各部の部長及び副部長並びに監事は、役員会で選出し、総会において信任を受けるものとする。 2 第17条の2の規定に基づく会長（統括）及び集会所の管理運営委員会長の選出については、地区会長3名の互選で行い、総会に

<p>(班)</p> <p><u>第6条 自治会の運営を円滑にするため班を置く</u></p> <p>2班は、20戸程度の街区（小街区は隣接街区と合併）を一つの班とする。</p> <p>班の編成については別表①に定める。</p> <p>(班長)</p> <p><u>第7条 班長は、一つの班から1名とし、その選出方法は各街区に一任する。</u></p> <p>2班長は、会費の徴収、募金活動並びに広報文書等の配付及び回覧等を行うとともに、自治会と会員との連絡調整にあたる。</p> <p>3高齢者世帯等で、班長の職務を遂行できない場合は、当該班の会員の同意を得て、免除することができる。</p> <p>4賛助会員、準会員は、班長としての任務を免除する。</p> <p>(班長の任期)</p> <p><u>第8条 班長の任期は、信任された定期総会終了のときから、その年度の定期総会終了のときまでとする。</u></p> <p>2再任の場合は原則として連続2年を限度とする。</p> <p>(班長の補充、増員)</p> <p><u>第9条 年度中に班長の補充または増員をする場合は、班長会の承認を得るものとし、その任期は現班長と同一とする。</u></p>	<p>←新設</p> <p>→旧18条6項</p> <p>9条で規定→</p> <p>←新設</p>	<p>おいて信託を受けるものとする。</p> <p>3班長は、20戸程度の街区（小街区は隣接街区と合併）から1名とし、原則としてその街区の小さい番号から輪番にて担当するものとする。</p> <p>ただし、その街区の3分の2以上の戸数の同意署名により、輪番以外の者が担当できるものとする。</p> <p>この場合、再任者を除き、つぎの任期ではもとの輪番に戻るものとし、輪番の一巡内は、輪番以外の班長経験者は輪番から除外する。</p> <p>4高齢者世帯等で会員又は家族が、班長・役員を受けられない止むを得ない事情がある場合は、街区内会員の同意を得て、輪番を免除することができる。</p> <p>(役員の任期)</p> <p><u>第20条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>ただし、再任は妨げないが、再任の場合は原則として連続2年を限度とする。</p> <p>補充又は増員により選出された任期は、現役員の残存期間と同一とする。</p> <p>(役員の補充、増員)</p> <p><u>第21条 やむを得ない事情により、年度途中に役員の補充、増員する場合は、役員会の承認を要するものとする。</u></p>
		<p>第2章 組織</p> <p>(組織および職務)</p> <p><u>第10条 自治会の組織および職務は次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 総務部・・・・・・総会等の会議および各部に属する事項。 ②. 会計部・・・・・・会計全般に関する事項。 ③. 防犯・防災部・・・防犯、防災および交通事故防止に関する事項。 ④. 行事部・・・・・・夏祭り等自治会主催の祭礼に関する事項。 ⑤. 環境部・・・・・・公園清掃等環境の整備に関する事項。 ⑥. 福祉部・・・・・・敬老の集い等住民の福祉に関する事項。 ⑦. 施設部・・・・・・集会所および街路灯等の維持管理に関する事項。 ⑧. 地区計画推進部・・・佐倉市条例に定める整備・開発・保全方針に基づく良好な住環境の保持・増進に関する事項。 <p>第3章 役員</p> <p>(役員および定数)</p> <p><u>第11条 本会に次の役員を置く。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 会長 1名 ②. 副会長 2名 ③. 部長 各部1名 ④. 副部長 各部1名乃至2名 ⑤. 監事 2名

<p>なお、役員にならなかった班長は各部に所属し、業務推進にあたる。</p> <p><u>各部の定員は別表②に定める。</u></p> <p>2 歴代会長を顧間に置く</p> <p>(役員の選任)</p> <p><u>第12条 役員は次期班長の互選で候補者を選出し、総会において選任する。</u></p> <p>(役員の任務)</p> <p><u>第13条 役員の任務は次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会、班長会および役員会を招集する。 ②. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。 副会長のうち1名は、集会所管理運営委員会会長を兼務する。 ③. 部長は、第5条に定める事業を達成するため、分担して公務を執行する。 ④. 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはこれを代行する。 ⑤. 監事は本会の財産の状況および業務の執行状況を監査する。 	<p>←19条1項、2項</p> <p>7条で規定→ 7条で規定→ 7条で規定→ 7条で規定→</p>	<p>2. 会計 部長 1名、副部長 2名 3. 総務 部長 1名、副部長 2名 4. 交通防災部 部長 1名、副部長 2名 5. 行事部 部長 1名、副部長 2名 6. 環境部 部長 1名、副部長 2名 7. 福祉部 部長 1名、副部長 1名 8. 施設部 部長 1名、副部長 1名 9. 地区計画推進部 部長 1名、副部長 2名 10. 監事 2名 11. 班長 約20戸に1名</p> <p>2 歴代会長を顧間に置く。</p> <p>(役員の任務)</p> <p><u>第18条 本会の役員の任務は次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 会長(統括)は、本会を代表し、総会、役員会及び幹事会を招集し、かつ、会務を統括する。 2. 地区会長の2名は、会長(統括)を補佐し、同者に事故あるときはこれを代行する。 3. 会計は、本会の会計業務を担当する。 4. 総務は、本会の会務事務を統括し、かつ、庶務事務を担当する。 5. 部長は、役員会の決定にもとづき第5条に定める事業を達成するため、分担して会務を執行する。 6. 班長は、 <ul style="list-style-type: none"> a 街区の活動の中心となって、役員会と会員間との連絡を行う。 b 会費の徴収、募金活動並びに広報文書等の配付及び回覧等を行う。 c 幹事に就かなかった班長は、いずれかの部に就き部長の下で会務を分担する。 7. 監事は、本会の財産の状況及び業務の執行状況を監査する。
<p>第4章 会議</p> <p>(班長会)</p> <p><u>第14条 班長会は、第7条の班長をもって構成し、総会において決議されたことを執行する。</u></p> <p>(班長会の成立及び決議)</p> <p><u>第15条 班長会は、班長の4分の3以上が出席し、その3分の2以上の多数で決議する。</u></p> <p>2 班長会に出席することのできない班長は、予め通知を受けた会議の目的である事項について、賛否意見を明らかにした書面により、班長会に加わることができる。</p> <p>3 賛助会員、準会員は班長会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。</p> <p>(班長会の決定事項)</p> <p><u>第16条 次の各号に掲げる事項は、班長会において決定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 総会の日程および総会に付議する議案 ②. 事業運営の具体的方法 ③. その他必要と認めた事項 <p>2 班長会の決定事項は速やかに正会員、賛助会員、準会員に通知する。</p> <p>賛助会員、準会員はこれを遵守する。</p> <p><u>決定事項が賛助会員または準会員の意見と相違する場合は協議</u></p>	<p>7条で規定→ 7条で規定→ 7条で規定→ 7条で規定→</p>	<p>第3章 役員会・幹事会</p> <p>(役員会の構成)</p> <p><u>第13条の3 役員会は、第17条の役員をもって構成し、総会において決議されたことを執行する。</u></p> <p>(役員会の成立及び決議)</p> <p><u>第14条 役員会は、役員の4分の3以上が出席し、その3分の2以上の多数で決定する。</u></p> <p>2 役員会に出席することのできない役員は、予め通知を受けた会議の目的である事項について、賛否意見を明らかにした書面により、役員会に加わることができる。</p> <p>(役員会の決定事項)</p> <p><u>第15条 次の各号に掲げる事項は、役員会において決定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 総会の日程及び総会に提出する議案 2. 事業運営の具体的方法 3. その他必要と認めた事項
		- 14 -

<p>し、合意点を見出すこととする。</p> <p>(班長会の招集および議長)</p> <p>第17条 班長会は、毎月の定例会のほか、会長が必要と認めたとき、又は班長の3分の1以上の要請により招集し、議長は、会長又は会長の指名する者が行うものとする。</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第18条 班長会の議事については、議事録を作成するものとする。</p> <p>(議事録の署名)</p> <p>第19条 議事録の署名者は会長および副会長とする。</p> <p>(役員会)</p> <p>第20条 役員会は、第11条の会長、副会長、部長、副部長および監事をもって構成する。</p> <p>(役員会の成立及び決議)</p> <p>第21条 役員会は、役員の4分の3以上が出席し、その3分の2以上の多数で決議する。</p> <p>② 役員会に出席することのできない役員は、予め通知を受けた会議の目的である事項について、賛否意見を明らかにした書面により、役員会に加わることができる。</p> <p>③ 賛助会員、準会員は役員会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。</p> <p>(役員会の決定事項)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる事項は、役員会において決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 班長会に付議すべき議案 ②. 班長会の議決により委任された事項 ③. 部及び集会所運営委員会相互間の連絡調整に関する事項 ④. 出席者の3分の1以上が議題とすることを承認した事項 ⑤. 各部から会長に稟議された事項 ⑥. 前各号に掲げるものの他、会長が役員会に付議する必要があると認めた事項 <p>(役員会の招集および議長)</p> <p>第23条 役員会は、毎月の定例会のほか、会長が必要と認めたとき、又は役員の3分の1以上の要請により招集し、議長は、会長又は会長の指名する者が行うものとする。</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第24条 役員会の議事については、議事録を作成するものとする。</p> <p>(議事録の署名)</p> <p>第25条 議事録の署名者は会長および副会長とする。</p>	←新設	<p>(役員会の招集及び議長)</p> <p>第16条 役員会は、会長(統括)が必要と認めたとき、又は役員の3分の1以上の要請により招集し、議長は、会長(統括)又は会長(統括)の指名する者が行うものとする。</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第16条の2 役員会の議事については、議事録を作成するものとする。</p> <p>(幹事会の構成)</p> <p>第16条の3 幹事会は、第17条の規定による幹事をもって構成する。</p> <p>(幹事会の成立及び決議)</p> <p>第16条の4 幹事会の成立及び決議については、第14条第1項及び第2項を準用する。この場合において、「役員会」は「幹事会」、「役員」は「幹事」と読み替える。</p> <p>(幹事会の決定事項)</p> <p>第16条の5 次の各号に掲げる事項は、幹事会において決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 役員会に付議すべき議案 ②. 役員会の議決により委任された事項 ③. 部及び集会所運営委員会相互間の連絡調整に関する事項 ④. 出席者の3分の1以上が議題とすることを承認した事項 ⑤. 各部から会長に稟議された事項 ⑥. 前各号に掲げるものの他、会長が幹事会に付議する必要があると認めた事項 <p>(幹事会の招集及び議長)</p> <p>第16条の6 幹事会は、会長(統括)が必要と認めたとき、又は幹事の3分の1以上の要請により招集する。幹事会の議長は、会長(統括)又は会長(統括)の指名する者が行うものとする。</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第16条の7 幹事会の議事については、議事録を作成するものとする</p>
<p>第5章 総会</p> <p>(総会)</p> <p>第26条 総会は、本会の最高議決機関であり、正会員をもって構成する。総会の種類は定期総会および臨時総会とする。</p> <p>(定期総会)</p> <p>第27条 定期総会は毎会計年度終了後1ヶ月以内に開催するものとする。</p> <p>(臨時総会)</p> <p>第28条 臨時総会は次の場合に開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 正会員の3分の1以上の要請があったとき。 ②. 班長会が必要と認めたとき。 ③. 会長が必要と認めたとき。 <p>(総会の招集)</p> <p>第29条 総会は会長が招集するものとし、召集通知は開催日の1週間前までに発送するものとする。</p> <p>(総会の成立及び決議)</p> <p>第30条 総会は、正会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立す</p>	←新設	<p>第2章 総会</p> <p>(総会の構成及び種類)</p> <p>第8条 総会は、本会の最高議決機関であり、正会員をもって構成する。総会の種類は定期総会及び臨時総会とする。</p> <p>(定期総会)</p> <p>第9条 定期総会は毎会計年度終了後1ヶ月以内に開催するものとする。</p> <p>(臨時総会)</p> <p>第10条 臨時総会は次の場合に開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 正会員の3分の1以上の要請があったとき。 ②. 役員会が必要と認めたとき。 ③. 会長が必要と認めたとき。 <p>(総会の招集)</p> <p>第10条の2 総会は会長(統括)が招集するものとし、全正会員に日程、議題その他必要な事項を開催日の1週間前までに通知するものとする。</p> <p>(総会成立及び決議)</p> <p>第11条 総会は、正会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立す</p>

<p>する。</p> <p>2 総会の議事は、出席者（委任状を含む）の過半数で決議する。</p> <p>3 賛助会員、準会員は総会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。</p> <p>(総会に付議する事項)</p> <p><u>第31条</u> 総会は次の事項を審議決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 規約の制定および改廃 ②. 班長の信任、役員の選任および解任 ③. 事業報告および収支決算の承認 ④. 型年度の事業計画および収支予算の承認 ⑤. その他重要事項 <p>2 総会の決定事項は速やかに正会員、賛助会員、準会員に通知する。</p> <p>賛助会員、準会員はこれを遵守する。</p> <p>決定事項が賛助会員または準会員の意見と相違する場合は協議し、合意点を見出すこととする。</p> <p>(総会の議長)</p> <p><u>第32条</u> 総会の議長は、会長又は会長の指名する者が行うものとする。</p> <p>(議事録の作成)</p> <p><u>第33条</u> 総会の議事については、議事録を作成するものとする。</p> <p>(議事録の署名)</p> <p><u>第34条</u> 議事録の署名者は5名とし総会の都度議決する。</p>	←新設	<p>る。</p> <p>2 総会の議事は、出席者（委任状を含む）の過半数で決議する。</p> <p>(総会に付議する事項)</p> <p><u>第12条</u> 総会は次の事項を審議決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 規約の制定及び改廃 2. 役員の信任及び解任 3. 事業報告及び収支決算 4. 事業計画及び収支予算 5. その他重要事項
<p><u>第6章 会 計</u></p> <p>(会計年度)</p> <p><u>第35条</u> 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(経 費)</p> <p><u>第36条</u> 本会の経費は次の収入等により貯うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 会 費 ②. 寄付金 ③. 会員の共有施設維持管理分担金 <ul style="list-style-type: none"> (1) 集会所維持管理準備金（テレビ施設関係CATV296移行残金） (2) 街路灯維持管理分担金 ④. 集会所建替等積立金 ⑤. 補助金 ⑥. その他の収入 <p>(会 費)</p> <p><u>第37条</u> 正会員の会費は1戸当たり月額350円とし、6ヶ月分を前納する。</p> <p>(前期は4月～9月、後期は10月～翌年3月)</p> <p>2 賛助会員の会費は、正会員と同等額以上とし、準会員の会費は免除する。</p> <p>賛助会員の会費は別表③に定める。</p> <p>3 年度途中の入会者は、入会の翌月の分から前項の残存月数に応じ前納する。</p> <p>4 年度途中の退会者については、退会の翌月から前項の残存月数分の前納金を還付する。</p> <p>(集会所建替等積立金)</p> <p><u>第38条</u> 集会所建替等積立金は1戸当たり月額150円とし、6ヶ月分を前納する。</p> <p>(前期は4月～9月、後期は10月～翌年3月)</p> <p>2 年度途中の入会者は、入会の翌月の分から前項の残存月数に応じ前納する。</p> <p>3 年度途中の退会者については、退会の翌月から前項の残存月数分の前</p>	←新設	<p><u>第5章 会 計</u></p> <p>(会計年度)</p> <p><u>第22条</u> 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(経 費)</p> <p><u>第23条</u> 本会の経費は次の収入等により貯うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 会 費 2. 寄付金 3. 会員の共有施設維持管理分担金 a 集会所維持管理準備金（テレビ施設関係CATV296移行残金） b 街路灯維持管理分担金 4. 集会所建替等積立金 5. 補助金 6. その他の収入 <p>(会 費)</p> <p><u>第24条</u> 会費は1戸当たり月額350円とし、6ヶ月分を前納とする。</p> <p>(前期は4月～9月、後期は10月～翌年3月)</p> <p>2 年度途中の入会者は、入会の翌月の分から前項の残存月数に応じ前納するものとする。</p> <p>3 年度途中の退会者については、退会の翌月からの残存月数分の前納金を還付する</p> <p>(集会所建替等積立金)</p> <p><u>第25条</u> 集会所建替等積立金は1戸当たり月額150円とし、6ヶ月分を前納とする。</p> <p>(前期は4月～9月、後期は10月～翌年3月)</p> <p>2 年度途中の入会者は、入会の翌月の分から前項の残存月数分を前納するものとする。</p> <p>3 年度途中の退会者については、退会の翌月からの残存月数分の前</p>

<p>分の前納金を還付する。</p> <p>4 賛助会員、準会員の集会所建替等積立金は免除する。 (収支決算等の審議、承認)</p> <p>第39条 会長は、当年度の収支状況及び実施した事業については、監事の監査を経て、<u>班長会</u>に諮り、定期総会で承認を得なければならぬ (予算の審議、承認)</p> <p>第40条 翌年度の事業計画、予算の審議および承認については、前条の規定を準用する。 ただし、監査の必要はない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雜 則</p> <p>(帳簿の保管及び閲覧)</p> <p>第41条 会長は、次の文書及び帳簿を保存し、会員の請求があつたときには、これを閲覧させなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 会計帳簿 ②. 総会、班長会および役員会の議事録 ③. その他保存を必要とする書類 <p>(地区代表者協議会委員)</p> <p>第42条 佐倉市長から地区代表者協議会委員の要請があつたときは、会長がその任に当たるものとする。 (社会福祉協議会福祉委員)</p> <p>第43条 佐倉社会福祉協議会会長から福祉委員の要請があつたときは、会長がその任に当たるものとする。</p> <p>2 本会が前項の社会福祉協議会に加入したときは、その会費は本会の資金から支出するものとする。 (地域防犯連絡員)</p> <p>第44条 佐倉市防犯組合長または佐倉警察署長から地域防犯連絡員の要請があつたときは、会長がその任に当たるものとする。 (日本赤十字社協賛委員)</p> <p>第45条 日本赤十字社千葉県支部長から協賛委員の要請があつたときは、会長がその任に当たるものとする。</p> <p>(弔慰金)</p> <p>第46条 正会員世帯の構成員が死亡した場合、5,000円を支給する。 (火災見舞金)</p> <p>第47条 正会員の居宅(山王地区内)が火災で消失した場合、全焼については5万円、半焼については3万円を支給し、近隣の火災によって居宅が被害を受けた場合、近火見舞として1万円を支給する。</p> <p>(集合会所の管理運営)</p> <p>第48条 佐倉市から自治会に委託された集合会所の管理運営は、<u>集合会所管理運営委員会会長</u>を兼務する副会長が、その任務に当たるものとする。</p> <p>ただし、その業務の一部を他に委任又は委託することができる。主な業務は次に定めるとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 集合会所の建屋、設備及び敷地の管理に関すること。 ②. 集合会所の運営に関する収支関係の経理に関すること。 ③. その他集合会所の使用に関すること。 <p>なお、集合会所の管理運営規則については、別に定める。 (自主防災組織)</p> <p>第49条 地震、暴風雨等によって発生する自然災害に対する防災活動の一環として、自主防災組織を編成する。</p> <p>2 自主防災組織の編成、活動については、別に定める。</p>		<p>納金を還付する。</p> <p>(決算会計等の審議、承認)</p> <p>第26条 会長(統括)は、前年度の収支状況及び実施した事業については、監事の監査を経て役員会に諮り、定期総会にて承認を得なければならぬ (予算の審議、承認)</p> <p>第27条 翌年度の予算の審議又は承認については、前条の規定を準用する。 ただし、監査の必要はない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 雜 則</p> <p>(帳簿の保管及び閲覧)</p> <p>第28条 会長(統括)は、次の文書及び帳簿を保存し、会員の請求があつたときには、これを閲覧させなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 会計帳簿 2. 総会、役員会及び幹事会の議事録 3. その他保存を必要とする書類 <p>(地区代表者協議会)</p> <p>第29条 佐倉市から本会の会員要請があつたときは、地区会長がその任に当たるものとする。 (社会福祉協議会運営委員)</p> <p>第30条 佐倉社会福祉協議会会長から福祉委員の要請があつたときは、地区会長がその任に当たるものとする。</p> <p>2 本会が前項の協議会に加入したときは、その会費は本会の資金から支出するものとする。 (地域防犯連絡所)</p> <p>第31条 佐倉市防犯組合長及び佐倉警察署長から地域防犯連絡所の要請があつたときは、地区会長がその任に当たるものとする。 (日本赤十字社協賛委員)</p> <p>第32条 日本赤十字社千葉県支部長から協賛委員の要請があつたときは、地区会長がその任に当たるものとする。</p> <p>(弔慰金)</p> <p>第35条 正会員世帯の構成員が死亡した場合、5,000円を支給する。 (火災見舞金)</p> <p>第35条の2 正会員の居宅(山王地区内)が火災で消失した場合、全焼については5万円、半焼については3万円を支給し、近隣の火災によって居宅が被害を受けた場合、近火見舞として1万円を支給する。 (集合会所の管理運営)</p> <p>第36条 佐倉市から自治会に委託された集合会所の管理運営は、第19条の規定に基づき選出された地区会長が、その任務に当たるものとする。</p> <p>ただし、その業務の一部を他に委任又は委託することができる。主な業務は次に定めるとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 集合会所の建屋、設備及び敷地の管理に関すること。 2. 集合会所の運営に関する収支関係の経理に関すること。 3. その他集合会所の使用に関すること。 <p>なお、集合会所の管理運営規則については、別に定める。 (自主防災活動)</p> <p>第37条 地震、暴風及び豪雨等によって発生する自然災害に対して、日頃から地域住民による自主的な防災対策活動が不可欠となる。それがため、自治会員は、自主防災組織等と相互に連携して、市長その他行政機関が実施する災害対策事業に協力し、自発的に災害対策活動を行うものとする。</p> <p>なお、自主防災対策活動要領については、別に定める。</p>
---	--	---

<p>(防火管理者の選任)</p> <p><u>第50条 会長は、消防法第8条に規定する防火管理者を選任し、佐倉消防署長に届け出る。</u></p> <p><u>2 防火管理者は、会長の指示により消防法第8条に規定する消防計画を作成し、佐倉消防署長に提出する。また、消防計画に基づき消防訓練等を適切に実施するものとする。</u></p> <p>(奉仕活動支援)</p> <p><u>第51条 正会員が地域住民全体のため実施する自発的な奉仕活動については、班長会の承認を得て必要な支援を行う。</u></p>	<p>削除 → ←新設</p>	<p>2 「自主防災活動要領」中の本部長には、会長（統括）が、副本部長には他の地区会長2名が就任する。</p> <p>(奉仕活動支援)</p> <p><u>第37条の2 正会員による地域住民全体のための自発的な奉仕活動については、自治会として必要な支援を行う。</u></p>
<p>(細則等の制定及び改廃)</p> <p><u>第52条 この規約に定めるものの外、自治会の運営に関する必要な規則、細則、要領等の制定、改定、廃止については、本規約に反しない範囲で班長会がこれを定める。</u></p> <p>(共有施設維持管理分担金の不返還)</p> <p><u>第53条 共有施設維持管理分担金は、ニュータウンの売主である中央商事株式会社と買主個人との間で締結した当初の分譲契約書に定めたとおり、いかなる場合においても返還しない。</u></p>	<p>削除 →</p>	<p>第7章 補 則</p> <p>(地区自治会の地区割)</p> <p><u>第38条 さくら山王自治会は、次の3つの地区で構成する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 1丁目地区自治会は、1丁目の全地区（A、B、Cブロック） 2. 2丁目第1地区自治会は、2丁目の1～19番地、28番地及び45～59番地（D、Eブロック） 3. 2丁目第2地区自治会は、2丁目地区から前号の2丁目第1地区を除いた地区（F、Gブロック） <p>(細則等の制定及び改廃)</p> <p><u>第39条 この規約に定めるものの外、自治会の運営に関する必要な細則等の制定、改定、廃止については、本規約に反しない限度で役員会がこれを定める。</u></p> <p>(共有施設維持管理分担金の不返還)</p> <p><u>第6条 共有施設維持管理分担金は、ニュータウンの売主である中央商事株式会社と買主個人との間で締結した当初の分譲契約書に定めたとおり、いかなる場合においても返還しない。</u></p>

別表 ① 班編成表					
平成20年4月1日改正					
班	番地	班	番地	班	番地
1	1-1,6	21	1-38,39	41	2-24
2	1-2,3,5	22	1-40,41	42	2-25
3	1-7,8	23	2-1	43	2-26
4	1-11,12	24	2-2,3	44	2-27
5	1-10,14	25	2-4,5	45	2-28,29
6	1-15,16	26	パートナーズ タウン	46	2-33
7	1-17,18	27	2-6	47	2-34
8	1-19,20	28	2-7	48	2-35,36
9	1-21,45(1-9)	29	2-8	49	2-38
10	1-22,23,24, 45(10-22)	30	2-10,11	50	2-39
11	1-25,26	31	2-12,14	51	2-40,41,43, 44
12	1-27	32	2-13,16	52	2-45,51,52
13	1-28	33	空き	53	2-46
14	1-29,30(1-10), 31(1-6)	34	2-17,18	54	2-47
15	1-30(11-17), 31(7-13),32	35	空き	55	2-56,57,58, 59
16	空き	36	2-19	56	2-50
17	1-34	37	2-20,30,31	57	空き
18	1-35	38	2-21	58	2-48,53,54, 55
19	1-36	39	2-22	59	空き
20	1-37	40	2-23	60	2-60,61
				61	空き
				62	2-62,64
				63	2-63

←新設

別表②

各部の人員

平成20年4月1日改正

区分	会長・部長	副会長・副部長	部員	計
会長	1			1
副会長		2		2
総務部	1	2	2	5
会計部	1	1	1	3
防犯防災部	1	2	7	10
行事部	1	1	12	14
環境部	1	2	7	10
福祉部	1	1	2	4
施設部	1	1	2	4
地区計画推進部	1	1		2
監事	2			2
計	11	13	33	57

←新設

別表③

賛助会員名および年会費

平成20年4月1日改正

←新設

賛助会員名	年会費(円)
さくら山王郵便局	12,000
敬愛大学・千葉敬愛短期大学	120,000
ヤックストラッグ さくら山王店	12,000
京葉銀行 佐倉山王出張所	12,000
社会福祉法人 愛光	120,000

さくら山王自治会規約 改定案

制定 昭和62年4月12日
改定 平成20年4月 1日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「さくら山王自治会（以下「自治会」という）」と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦と融和を図り、住みよい住宅地としての環境づくりと整備、および共同施設の管理運営を行い、もって会員の福祉の向上を図ることを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、正会員、賛助会員、準会員をもって構成する。

- ①. 正会員は「さくら学園ニュータウン・山王」（以下「ニュータウン」という）に居住する自治会加入者をいう。
- ②. 賛助会員はニュータウンで営業する商店・法人等の自治会加入者をいう。
- ③. 準会員はニュータウンに土地・建物を所有しているが居住していない者、共有施設の利用権者、宅地還元地主および本会が認めた利用権者等の自治会加入者をいう。

2 2世帯住宅など複数世帯が同居する場合は、その世帯の判断により、代表世帯が正会員となるか、複数世帯がそれぞれ正会員になるか選択できるものとする。

この場合、前者は総会での議決権は代表世帯1票となり、後者は複数票となる。

会費の納入も同様とする。

3 賛助会員、準会員は、自治会の諸会議に出席し、意見および要望を述べることができるが議決権は有しない。

(事務所)

第4条 本会の事務所は自治会・集会所（以下「集会所」という）に置く。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①. 地域社会の福祉の向上に関すること。
- ②. 環境衛生に関すること。
- ③. 防犯、防災及び交通事故防止に関すること。
- ④. 行政機関への陳情・要望、およびそれに付随する活動に関すること。
- ⑤. 集会所及び街路灯等の共有施設の管理運営に関すること。
- ⑥. 佐倉市建築基準法施行規則・山王地区計画制度に基づく住宅環境保全に関すること。

⑦. 祭礼、その他会員相互の親睦と融和のために必要と認めたこと
 (班) (班)

第6条 自治会の運営を円滑にするため班を置く

2 班は、20戸程度の街区（小街区は隣接街区と合併）を一つの班とする。

班の編成については別表①に定める。

(班長)

第7条 班長は、一つの班から1名とし、その選出方法は各街区に一任する。

2 班長は、会費の徴収、募金活動並びに広報文書等の配付及

び回覧等を行うとともに、自治会と会員との連絡調整にあたる。

3 高齢者世帯等で、班長の職務を遂行できない場合は、当該班の会員の同意を得て、免除することができる。

4 賛助会員、準会員は、班長としての任務を免除する。

(班長の任期)

第8条 班長の任期は、信任された定時総会終了のときから、その年度の定期総会終了のときまでとする。

2 再任の場合は原則として連続2年を限度とする。

(班長の補充、増員)

第9条 年度途中に班長の補充または増員をする場合は、班長会の承認を得るものとし、その任期は現班長と同一とする。

第2章 組織

(組織および職務)

第10条 自治会の組織および職務は次のとおりとする。

①. 総務部・・・・・ 総会等の会議および各部に属さない事項。

②. 会計部・・・・・ 会計全般に関する事項。

③. 防犯・防災部・・・ 防犯、防災および交通事故防止に関する事項。

④. 行事部・・・・・ 夏祭り等自治会主催の祭礼に関する事項。

⑤. 環境部・・・・・ 公園清掃等環境の整備に関する事項。

⑥. 福祉部・・・・・ 敬老の集い等住民の福祉に関する事項。

⑦. 施設部・・・・・ 集会所および街路灯等の維持管理に関する事項。

⑧. 地区計画推進部・・・ 佐倉市条例に定める整備・開発・保全方針に基づく良好な住環境の保持・増進に関する事項。

第3章 役員

(役員および定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- ①. 会長 1名
- ②. 副会長 2名
- ③. 部長 各部1名
- ④. 副部長 各部1名乃至2名
- ⑤. 監事 2名

なお、役員にならなかつた班長は各部に所属し、業務推進にあたる。
各部の定員は別表②に定める。

2 歴代会長を顧問に置く

(役員の選任)

第12条 役員は次期班長の互選で候補者を選出し、総会において選任する。

(役員の任務)

第13条 役員の任務は次のとおりとする。

- ①. 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会、班長会および役員会を招集する。
- ②. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
副会長のうち1名は、集会所管理運営委員会会长を兼務する。
- ③. 部長は、第5条に定める事業を達成するため、分担して会務を執行する。
- ④. 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはこれを代行する。
- ⑤. 監事は本会の財産の状況および業務の執行状況を監査する。

第4章 会議

(班長会)

第14条 班長会は、第7条の班長をもって構成し、総会において決議されたことを執行する。

(班長会の成立及び決議)

第15条 班長会は、班長の4分の3以上が出席し、その3分の2以上の多数で決議する。

- 2 班長会に出席することのできない班長は、予め通知を受けた会議の目的である事項について、賛否意見を明らかにした書面により、班長会に加わることができる。
- 3 賛助会員、準会員は班長会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。

(班長会の決定事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、班長会において決定する。

- ①. 総会の日程および総会に付議する議案
 - ②. 事業運営の具体的方法
 - ③. その他必要と認めた事項
- 2 班長会の決定事項は速やかに正会員、賛助会員、準会員に通知する。
賛助会員、準会員はこれを遵守する。

決定事項が賛助会員または準会員の意見と相違する場合は協議し、合意点を見出すこととする。

(班長会の招集および議長)

第17条 班長会は、毎月の定例会のほか、会長が必要と認めたとき、又は班長の3分の1以上の要請により招集し、議長は、会長又は会長の指名する者が行うものとする。

(議事録の作成)

第18条 班長会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事録の署名)

第19条 議事録の署名者は会長および副会長とする。

(役員会)

第20条 役員会は、第11条の会長、副会長、部長、副部長および監事をもって構成する。

(役員会の成立及び決議)

第21条 役員会は、役員の4分の3以上が出席し、その3分の2以上での多数で決議する。

2 役員会に出席することのできない役員は、予め通知を受けた会議の目的である事項について、賛否意見を明らかにした書面により、役員会に加わることができる。

3 賛助会員、準会員は役員会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。

(役員会の決定事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、役員会において決定する。

- ①. 班長会に付議すべき議案
- ②. 班長会の議決により委任された事項
- ③. 部及び集会所運営委員会相互間の連絡調整に関する事項
- ④. 出席者の3分の1以上が議題とすることを承認した事項
- ⑤. 各部から会長に稟議された事項
- ⑥. 前各号に掲げるものの他、会長が役員会に付議する必要があると認めた事項

(役員会の招集および議長)

第23条 役員会は、毎月の定例会のほか、会長が必要と認めたとき、又は役員の3分の1以上の要請により招集し、議長は、会長又は会長の指名する者が行うものとする。

(議事録の作成)

第24条 役員会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事録の署名)

第25条 議事録の署名者は会長および副会長とする。

第5章 総会

(総会)

第26条 総会は、本会の最高議決機関であり、正会員をもって構成する。

総会の種類は定時総会および臨時総会とする。

(定時総会)

第27条 定時総会は毎会計年度終了後1ヶ月以内に開催するものとする。

(臨時総会)

第28条 臨時総会は次の場合に開催する。

- ①. 正会員の3分の1以上の要請があったとき。
- ②. 班長会が必要と認めたとき。
- ③. 会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第29条 総会は会長が招集するものとし、召集通知は開催日の1週間前までに発送するものとする。

(総会の成立及び決議)

第30条 総会は、正会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

- 2 総会の議事は、出席者（委任状を含む）の過半数で決議する。
- 3 賛助会員、準会員は総会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。

(総会に付議する事項)

第31条 総会は次の事項を審議決定する。

- ①. 規約の制定および改廃
- ②. 班長の信任、役員の選任および解任
- ③. 事業報告および収支決算の承認
- ④. 翌年度の事業計画および収支予算の承認
- ⑤. その他重要事項

2 総会の決定事項は速やかに正会員、賛助会員、準会員に通知する。

賛助会員、準会員はこれを遵守する。

決定事項が賛助会員または準会員の意見と相違する場合は協議し、合意点を見出すこととする。

(総会の議長)

第32条 総会の議長は、会長又は会長の指名する者が行うものとする。

(議事録の作成)

第33条 総会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事録の署名)

第34条 議事録の署名者は5名とし総会の都度議決する。

第6章 会計

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第36条 本会の経費は次の収入等により賄うものとする。

- ①. 会費

- ②. 寄付金
- ③. 会員の共有施設維持管理分担金
 - (1) 集会所維持管理準備金(テレビ施設関係CATV296移行残金)
 - (2) 街路灯維持管理分担金
- ④. 集会所建替等積立金
- ⑤. 補助金
- ⑥. その他の収入

(会費)

- 第37条 正会員の会費は1戸当たり月額350円とし、6ヶ月分を前納する。
(前期は4月～9月、後期は10月～翌年3月)
- 2 賛助会員の会費は、正会員と同等額以上とし、準会員の会費は免除する。
賛助会員の会費は別表③に定める。
 - 3 年度途中の入会者は、入会の翌月の分から前項の残存月数に応じ前納する。
 - 4 年度途中の退会者については、退会の翌月から前項の残存月数分の前納金を還付する。

(集会所建替等積立金)

- 第38条 集会所建替等積立金は1戸当たり月額150円とし、6ヶ月分を前納する。
(前期は4月～9月、後期は10月～翌年3月)
- 2 年度途中の入会者は、入会の翌月の分から前項の残存月数に応じ前納する。
 - 3 年度途中の退会者については、退会の翌月から前項の残存月数分の前納金を還付する。
 - 4 賛助会員、準会員の集会所建替等積立金は免除する。

(収支決算等の審議、承認)

- 第39条 会長は、当年度の収支状況及び実施した事業については、監事の監査を経て、班長会に諮り、定時総会で承認を得なければならない
(予算の審議、承認)

- 第40条 翌年度の事業計画、予算の審議および承認については、前条の規定を準用する。
ただし、監査の必要はない。

第7章 雜則

(帳簿の保管及び閲覧)

- 第41条 会長は、次の文書及び帳簿を保存し、会員の請求があったときには、これを閲覧させなければならない。
- ①. 会計帳簿
 - ②. 総会、班長会および役員会の議事録

③. その他保存を必要とする書類

(地区代表者協議会委員)

第42条 佐倉市長から地区代表者協議会委員の要請があったときは、会長がその任に当たるものとする。

(社会福祉協議会福祉委員)

第43条 佐倉社会福祉協議会会长から福祉委員の要請があったときは、会長がその任に当たるものとする。

2 本会が前項の社会福祉協議会に加入したときは、その会費は本会の資金から支出するものとする。

(地域防犯連絡員)

第44条 佐倉市防犯組合長または佐倉警察署長から地域防犯連絡員の要請があったときは、会長がその任に当たるものとする。

(日本赤十字社協賛委員)

第45条 日本赤十字社千葉県支部長から協賛委員の要請があったときは、会長がその任に当たるものとする。

(弔慰金)

第46条 正会員世帯の構成員が死亡した場合、5,000円を支給する。

(火災見舞金)

第47条 正会員の居宅（山王地区内）が火災で消失した場合、全焼については5万円、半焼については3万円を支給し、近隣の火災によって居宅が被害を受けた場合、近火見舞として1万円を支給する。

(集会所の管理運営)

第48条 佐倉市から自治会に委託された集会所の管理運営は、集会所管理運営委員会会長を兼務する副会長が、その任務に当たるものとする。

ただし、その業務の一部を他に委任又は委託することができる。

主な業務は次に定めるとおりである。

- ①. 集会所の建屋、設備及び敷地の管理に関する事。
- ②. 集会所の運営に関する収支関係の経理に関する事。
- ③. その他集会所の使用に関する事。

なお、集会所の管理運営規則については、別に定める。

(自主防災組織)

第49条 地震、暴風雨等によって発生する自然災害に対する防災活動の一環として、自主防災組織を編成する。

2 自主防災組織の編成、活動については、別に定める。

(防火管理者の選任)

第50条 会長は、消防法第8条に規定する防火管理者を選任し、佐倉消防署長に届け出る。

2 防火管理者は、会長の指示により消防法第8条に規定する消防計画を作成し、佐倉消防署長に提出する。また、消防計画に基づき消防訓練等を適切に実施するものとする。

(奉仕活動支援)

第51条 正会員が地域住民全体のため実施する自主的な奉仕活動については、

班長会の承認を得て必要な支援を行う。

第8章 補 則

(細則等の制定及び改廃)

第52条 この規約に定めるもの以外、自治会の運営に関する必要な規則、細則、要領等の制定、改定、廃止については、本規約に反しない範囲で班長会がこれを定める。

(共有施設維持管理分担金の不返還)

第53条 共有施設維持管理分担金は、ニュータウンの売主である中央商事株式会社と買主個人との間で締結した当初の分譲契約書に定めたとおり、いかなる場合においても返還しない。

別表 ①

班編成表

平成20年4月1日改正

班	番地	班	番地	班	番地
1	1-1, 6	21	1-38, 39	41	2-24
2	1-2, 3, 5	22	1-40、41	42	2-25
3	1-7, 8	23	2-1	43	2-26
4	1-11, 12	24	2-2, 3	44	2-27
5	1-10, 14	25	2-4、5	45	2-28, 29
6	1-15, 16	26	パートナーズタ ウン	46	2-33
7	1-17, 18	27	2-6	47	2-34
8	1-19, 20	28	2-7	48	2-35, 36
9	1-21, 45(1-9)	29	2-8	49	2-38
10	1-22, 23, 24, 45(10-22)	30	2-10, 11	50	2-39
11	1-25, 26	31	2-12, 14	51	2-40, 41, 42, 43, 44
12	1-27	32	2-13, 16	52	2-45, 51, 52
13	1-28	33	空き	53	2-46
14	1-29, 30(1-10) , 31(1-6)	34	2-17, 18	54	2-47
15	1-30(11-17) , 31(7-13) , 32	35	空き	55	2-56, 57, 58, 59
16	空き	36	2-19	56	2-50
17	1-34	37	2-20, 30, 31	57	空き
18	1-35	38	2-21	58	2-48, 53, 54, 55
19	1-36	39	2-22	59	空き
20	1-37	40	2-23	60	2-60, 61
				61	空き
				62	2-62, 64
				63	2-63

別表 ②

各部の人員 平成20年4月1日改正

区分	会長・ 部長	副会長・ 副部長	部員	計
会長	1			1
副会長		2		2
総務部	1	2	2	5
会計部	1	1	1	3
防犯防災部	1	2	7	10
行事部	1	1	12	14
環境部	1	2	7	10
福祉部	1	1	2	4
施設部	1	1	2	4
地区計画推進部	1	1		2
監事	2			2
計	11	13	33	57

別表 ③

賛助会員名および年会費 平成20年4月1日現在

賛助会員名	年会費(円)
さくら山王郵便局	12,000
敬愛大学・千葉敬愛短期大学	120,000
ヤックスドラッグ さくら山王店	12,000
京葉銀行 佐倉山王出張所	12,000
社会福祉法人 愛光	120,000

○平成20年度事業計画（案）

<事業計画の概要>

市民協働型の自治運営という時代の流れの中では、自治会のもつ結束力がより重要になってくるため、自治会活動をとおして会員相互の親睦促進を図るとともに、自治会と地域諸団体との連携を深めてゆきます。

1. 防犯防災に関する事項

- (1) 定期防犯パトロール
- (2) 夏季・年末年始特別防犯パトロール
- (3) 佐倉警察との合同パトロール
- (4) 夏祭りの交通整理、会場警備
- (5) 平成20年度非常登庁訓練の参加
- (6) 佐倉市、警察署、消防署、他自治会等主催防災訓練の見学・参加体験
- (7) 救命講習会の実施
- (8) 佐倉警察、及び住民からの情報による犯罪発生状況・防災だよりの作成・回覧
- (9) 学校、子ども会、山防会との情報交換
- (10) さくら防犯パトロールネットワークの定期総会への参加
- (11) 消防訓練参加(山王集会所)
- (12) 自主防災組織の検討
- (13) 山防会への助成金支出
① 井手端パトロール

2. 行事に関する事項

地域住民の親睦と融和を図るために、交流の場として7月26日（土）（予定）に山王集会所（山王小学校正門内広場及び体育館にて夏祭りを実施する。

3. 環境に関する事項

- (1) 定期清掃の実施（5月、7月、9月、11月、12月、1月、2月、3月実施）
- (2) 全戸一斉清掃の実施（6月、10月）
- (3) 備品・用具の管理、及び物品購入（剪定鋏・長鎌・短鎌）
- (4) 苦情への対応
- (5) 市役所への連絡・要望・書類提出
- (6) 不法ゴミ、放置自転車の処理
- (7) 鍵（集会所・倉庫）の管理・整理整頓
- (8) 空き地除草依頼
- (9) 殺鼠剤の配布
- (10) その他

4. 福祉に関する事項

- (1) 日本赤十字社社資納入
- (2) 佐倉市社会福祉協議会会費納入

- (3)社会を明るくする運動「愛の1円玉募金」の実施
 (4)敬老会対象者の調査及び敬老会参加支援
 (5)赤い羽根共同募金の実施
 (6)歳末たすけあい募金の実施
 (7)子ども会、ワンツークラブへの助成

5. 施設に関する事項

(1)集会所維持管理関係

- | | |
|----------------------------|----|
| ①集会所使用料金の徴収 | 毎月 |
| ②集会所使用の日程表・使用届・点検表などの書類の管理 | 毎月 |
| ③集会所清掃当番表の作成 | 4月 |
| ④コピー機・印刷機・空調機の管理と消耗品の補充 | 随時 |
| ⑤地区集会施設実態調査表の作成と市役所への提出 | 5月 |
| ⑥集会所の植木の剪定 | 6月 |
| ⑦掃除用具(モップ等)の購入 | 4月 |
| ⑧集会所の什器整備(イス、テーブル等の購入) | |

(2)街路灯維持管理関係

- | | |
|-------------------------|-----|
| ①街灯の球切れ報告に対する修理 | 随時 |
| ②街灯管理費の補助金の申請と受領並びに工事依頼 | 年2回 |

6. 地区計画に関する事項

- (1)調和の取れたゆとりある良好な居住環境の保持・増進活動を行う。
 (2)佐倉市都市部まちづくり計画課と連携した山王地区・地区計画の周知・徹底活動を継続する。
 (3)太田調整池の蒲の穂等、雑草処理対策について、周辺住民の意見を聴取しつつ、引き続き佐倉市土木課と連携して事業継続を図る。
 (4)今後の法改正や各種情勢変化があった場合、必要に応じた地区計画制度の見直しを行う。
 (5)会員の要望があった場合は、班の統廃合に関する検討を行う。

7. 会計に関する事項

- (1)自治会費の徴収と自治会運営費の支払い。
- ①6月と10月に自治会の徴収作業
 - ②毎月、各部から申請のあった自治会運営費の支払い
(各部で立て替えた金額の精算)
 - ③随時、各部から依頼があった際に業者などへの支払い

8. 総務に関する事項

(1)自治会しおり発行

- ①自治会しおりの内容改訂を実施し、発行を行なう
- ②会員への配布を行なう

平成20年度 予算案

第5号議案

平成20年4月1日～平成21年3月31日

単位：円

収入の部

項目	20年度予算	摘要	要
前年度繰越金 (H19年3月15日現在)	52,946,636		
さくら山王自治会	7,316,719		
施設維持管理分担金	32,518,610	集会所維持管理等準備金、街路灯維持管理分担金	
集会所建替等積立金	13,111,307		
会費 及び 積立金	6,548,000		
正会員会費	4,393,200	350円／月×12ヶ月×会員数(1046)	
賛助会員会費	272,000	12万円／年×2会員、1万2千円／年×3会員	
集会所建替等積立金	1,882,800	150円／月×12ヶ月×会員数(1046)	
街路灯補助金	1,000,000	電気代補助金、更新補助金、新設補助	
佐倉市助成金	570,000	公園清掃補助金、交付金、業務委託料	
雑収入	240,000		
集会所使用料	240,000	2万円／月×12ヶ月	
その他	0		
受取利息	30,000	普通預金と定期預金	
合 計	61,334,636		

支出の部

単位：円

項目	19年度予算	摘要	要
防犯防災関係	200,000	自動車用マグネットシート(30枚、15台分)5万、防犯用電柱幕6.2万、交通安全用黄色い電柱幕5.6万、雑費3.2万	
各種行事関係	1,700,000	夏祭り	
環境衛生関係	70,000	清掃用具補充7万	
福祉関係	600,000	日赤30万、社協費 30万	
助成金	400,000	子ども会12万、ワンツークラブ 13万、山防会15万	
事務関係費	2,095,000		
総会費	110,000	会場施設費、総会資料作成他	
しおり作成	800,000	自治会しおり発行	
会議費	50,000		
事務消耗品等	350,000	コピー維持費(含用紙代) 他消耗品	
役員活動助成費	375,000	会長(3名) 6万、部長・(8名) 12万、副部長・監事(13名) 9.6万 班長(33名) 9.9万	
役員会費	40,000	外部団体等打合費及び飲物代	
涉外対外費	10,000	地区協議会	
他活動費	250,000	自治会活動保険 25万	
慶弔費	100,000	香典、見舞金	
銀行手数料	10,000		
集会所運営費	580,000		
水道光熱費	500,000	電気、水道、ガス代	
消耗品	30,000	集会所用清掃用具、トイレットペーパー等他	
機器等修理代	50,000		
施設維持管理費	3,512,000		
机・イス買い替え	1,100,000	老朽化した机・イスの買い替え	
集会所維持管理費	100,000	掃除機、モップ、ツツジの剪定	
街路灯維持管理費	2,312,000	通常補修、電気代、街灯更新	
予備費	250,000		
次年度繰越金 ***	51,927,636		
さくら山王自治会	6,911,919		
施設維持管理分担金	30,021,610	集会所維持管理等準備金、街路灯維持管理分担金	
集会所建替等積立金	14,994,107		
合 計	61,334,636		

平成20年4月1日～平成21年3月31日

収入の部

項目	20年度予算	摘要	要
前年度繰越金 * 4,710,432			
会費(第4分団) 104,600	100円／年 × 戸数(1,046戸)		
会費(太田) 418,400	400円／年 × 戸数(1,046戸)		
受取利息 8,000	預金利息(金額は19年度実績)		
合 計 5,241,432			

支出の部

項目	20年度予算	摘要	要
後援会費(太田・第4分団) 400,315	太田消防団に一括支払い(第4分団及び振込料を含む)		
予備費			
次年度繰越金 ** 4,841,117	防災準備金		
合 計 5,241,432			

会計報告付属明細

項目	現金	普通預金	定期預金	定期預金	合計	摘要
前年度繰越金 * さくら山王自治会 99,463	6,209,756	1,007,500	000,000	7,316,719		
施設維持管理分担金	2,837,744	3,001,461	10,004,293	15,843,498		集会所維持修繕等準備金
施設維持管理分担金	642,277	6,002,880	10,029,955	16,675,112		街路灯維持管理分担金
集会所建替等積立金	5,908,542	7,202,765		13,111,307		
合 計		17,214,606	20,034,248	52,946,636		
消防団後援会費	1,198,625	3,513,083	-	4,711,708		
次年度繰越金 ** 消防団後援会費 さくら山王自治会						
施設維持管理分担金						
施設維持管理分担金						
集会所建替等積立金						
合 計						
消防団後援会費						

平成19年度 決算

平成19年4月1日～平成20年3月31日

収入の部

単位：円

項目	予算金額	決算金額	摘要
前年度繰越金 *	50,859,939	50,859,939	
さくら山王自治会	6,038,902	6,038,902	
施設維持管理分担金	32,655,344	32,655,344	集会所維持管理等準備金 街路灯維持管理分担金
集会所建替等積立金	12,165,693	12,165,693	
会費及び積立金	6,606,000	6,570,100	
正会員会費	4,422,600	4,409,350	350円/月×12ヶ月×会員数(H20.2末 1,046会員)
賛助会員会費	288,000	282,000	12万円/年×2会員、1万2千円×3会員
集会所建替等積立金	1,895,400	1,878,750	150円/月×12ヶ月×会員数(H20.2末 1,046会員)
街路灯補助金	940,000	1,023,150	管理費助成金 電気代、修繕費
佐倉市助成金	700,000	703,560	公園清掃補助金、交付金、業務委託料
雑収入	300,000	284,950	
集会所使用料	300,000	284,950	
その他	0	0	
受取利息	8,900	105,124	普通預金24,683円、定期預金80,441円 ⇒さくら山王自治会10,637円、施設維持管理分担金71,067円、集会所立替等積立金23,420円
合計	59,414,839	59,546,823	

支出の部

単位：円

項目	予算金額	決算金額	摘要
防犯防災関係	50,000	46,407	パトロール備品
各種行事関係	1,700,000	1,596,248	夏祭り
環境衛生関係	70,000	63,465	清掃用具補充
福祉関係	650,000	600,000	日赤30万円、社協費30万円
助成金	400,000	386,200	子ども会10.62万、ワンツークラブ13万、山防会15万
事務関係費	1,260,000	998,852	
総会費	110,000	43,269	会場施設費、総会資料作成他
事務消耗品等	350,000	283,082	コピー維持費、用紙及びファイル等
役員活動助成費	400,000	400,000	会長(3名)6万、部長・(8名)12万、副部長・監事(16名)11.2万 班長(36名)10.8万
役員会費	40,000	0	外部団体等打ち合わせ費及び飲み物代
涉外対外費	10,000	0	地区協議会
他活動費	250,000	223,340	自治会活動保険
慶弔費	100,000	45,126	香典見舞金
銀行手数料	0	4,035	
集会所運営費	580,000	525,619	
水道光熱費	500,000	501,591	電気、水道、ガス代
消耗品	30,000	7,753	清掃用具、トイレットペーパー等他 ※電話料金3,613円
機器等修理代	50,000	16,275	
施設維持管理費	2,512,000	1,652,065	
集会所維持管理費	200,000	0	集会所会議用テーブル椅子修理／交換 ※20年度に買い替え予定
街路灯維持管理費	2,312,000	1,652,065	街路灯交換／修理806,820円、電気代772,731円
予備費	250,000	137,482	安全パトロール用腕章・ベスト
次年度繰越金 **	51,483,985	53,540,485	
さくら山王自治会	6,963,407	7,375,126	
施設維持管理分担金	30,459,904	32,097,496	集会所維持管理等準備金 街路灯維持管理分担金
集会所建替等積立金	14,060,674	14,067,863	
合計	58,955,985	59,546,823	

平成19年度 消防団後援会費 決算
平成19年4月1日～平成20年3月31日

収入の部

単位：円

項目	19年度予算	決算金額	摘要
前年度繰越金 *	4,579,523	4,580,434	
会費(第4分団)	105,300	104,450	100円／年×戸数
会費(太田)	421,200	417,800	400円／年×戸数
受取利息他	650	9,339	普通預金2,326、定期預金7,013
合 計	5,106,673	5,112,023	

支出の部

単位：円

単位：円

項目	19年度予算	決算金額	摘要
後援会費(太田・第4分団)	400,315	400,315	太田消防団40万円+振込料315円
			※太田、第4分団分とも太田消防団して一括支払い
予備費	150,000	0	
次年度繰越金 **	4,556,358	4,711,708	防災準備金
合 計	5,106,673	5,112,023	

会計報告付属明細

単位：円

前年度繰越金 *	現 金	普 通 預 金	定 期 預 金	定 期 預 金	合 計	摘 要
さくら山王自治会		5,033,414	1,005,488		6,038,902	
施設維持管理分担金		1,892,108	3,001,461	10,004,293	14,897,862	集会所維持修繕等準備金
施設維持管理分担金		1,748,662	6,002,880	10,005,940	17,757,482	街路灯維持管理分担金
集会所建替等積立金		4,962,928	7,202,765		12,165,693	
合 計	0	13,637,112	17,212,594	20,010,233	50,859,939	
消防団後援会費		1,074,364	3,506,070	-	4,580,434	
次年度繰越金 **	現 金	普 通 預 金	定 期 預 金	定 期 預 金	合 計	摘 要
さくら山王自治会	0	6,367,626	1,007,500		7,375,126	
施設維持管理分担金		1,895,594	3,007,464	10,028,304	14,931,362	集会所維持修繕等準備金
施設維持管理分担金		1,121,293	6,014,886	10,029,955	17,166,134	街路灯維持管理分担金
集会所建替等積立金		6,850,692	7,217,171		14,067,863	
合 計	0	16,235,205	17,247,021	20,058,259	53,540,485	
消防団後援会費		1,198,625	3,513,083	-	4,711,708	

平成20年度 予算案

平成20年4月1日～平成21年3月31日

収入の部

単位：円

項目	20年度予算	摘要
前年度繰越金	53,540,485	
	さくら山王自治会	7,375,126
	施設維持管理分担金	32,097,496 集会所維持管理等準備金、街路灯維持管理分担金
	集会所建替等積立金	14,067,863
会費 及び 積立金	6,548,000	
	正会員会費	4,393,200 350円／月×12ヶ月×会員数(1046)
	賛助会員会費	272,000 12万円／年×2会員、1万2千円／年×3会員
	集会所建替等積立金	1,882,800 150円／月×12ヶ月×会員数(1046)
街路灯補助金	1,000,000	電気代補助金、更新補助金、新設補助
佐倉市助成金	700,000	公園清掃補助金、交付金、業務委託料
雑収入	240,000	
	集会所使用料	240,000 2万円／月×12ヶ月
	その他	0
受取利息	100,000	普通預金と定期預金
合 計	62,128,485	

支出の部

単位：円

項目	20年度予算	摘要
防犯防災関係	200,000	自動車用マグネットシート(30枚、15台分)5万、防犯用電柱幕6.2万、交通安全用黄色い電柱幕5.6万、雑費3.2万
各種行事関係	1,700,000	夏祭り
環境衛生関係	70,000	清掃用具補充7万
福祉関係	600,000	日赤30万、社協費30万
助成金	400,000	子ども会12万、ワンツークラブ13万、山防会15万
事務関係費	2,095,000	
	総会費	110,000 会場施設費、総会資料作成他
	しおり作成	800,000 自治会しおり発行
	会議費	50,000
	事務消耗品等	350,000 コピー維持費(含用紙代) 他消耗品
	役員活動助成費	375,000 会長(3名)6万、部長・(8名)12万、副部長・監事(13名)9.6万 班長(33名)9.9万
	役員会費	40,000 外部団体等打合費及び飲物代
	涉外対外費	10,000 地区協議会
	他活動費	250,000 自治会活動保険25万
	慶弔費	100,000 香典、見舞金
	銀行手数料	10,000
集会所運営費	580,000	
	水道光熱費	500,000 電気、水道、ガス代
	消耗品	30,000 集会所用清掃用具、トイレットペーパー等他
	機器等修理代	50,000
施設維持管理費	3,512,000	
	机・イス買い替え	1,100,000 老朽化した机・イスの買い替え
	集会所維持管理費	100,000 掃除機、モップ、ツツジの剪定
	街路灯維持管理費	2,312,000 通常補修、電気代、街灯更新
予備費	250,000	
次年度繰越金 **	52,721,485	
	さくら山王自治会	7,095,326
	施設維持管理分担金	29,655,496 集会所維持管理等準備金、街路灯維持管理分担金
	集会所建替等積立金	15,970,663
合 計	62,128,485	

平成20年度 消防団後援会費 予算案

平成20年4月1日～平成21年3月31日

収入の部

単位：円

項目	20年度予算	摘要
前年度繰越金 * *	4,711,708	
会費(第4分団)	104,600	100円／年 × 戸数(1,046戸)
会費(太田)	418,400	400円／年 × 戸数(1,046戸)
受取利息	8,000	預金利息(金額は19年度実績)
合 計	5,242,708	

支出の部

単位：円

項目	20年度予算	摘要
後援会費(太田・第4分団)	400,315	太田消防団に一括支払い(第4分団及ぶ振込料を含む)
予備費		
次年度繰越金 ** *	4,842,393	防災準備金
合 計	5,242,708	

会計報告付属明細

単位：円

前年度繰越金 *	現 金	普通預金	定期預金	定期預金	合 計	摘要
さくら山王自治会	0	6,367,626	1,007,500		7,375,126	
施設維持管理分担金		1,895,594	3,007,464	10,028,304	14,931,362	集会所維持修繕等準備金
施設維持管理分担金		1,121,293	6,014,886	10,029,955	17,166,134	街路灯維持管理分担金
集会所建替等積立金		6,850,692	7,217,171		14,067,863	
合 計			17,247,021	20,058,259	53,540,485	
消防団後援会費		1,198,625	3,513,083	-	4,711,708	
次年度繰越金 ** *	現 金	普通預金	定期預金	定期預金	合 計	摘要
さくら山王自治会						
施設維持管理分担金						
施設維持管理分担金						
集会所建替等積立金						
合 計						
消防団後援会費						

平成 19 年度 さくら山王自治会
会計監査報告書

各種証書類を監査した結果、平成 19 年度の自治会会計が、適正かつ正確に処理されていたことを確認しました。また、本総会に提出された決算報告書が、適正であることを認めます。

平成 20 年 4 月 20 日

監事 日野 連海 

監事 米倉 豊 